

随意契約ガイドライン

さいたま市財政局契約管理部

令和2年4月

随意契約ガイドライン 目次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの対象	1
3	随意契約とは	2
4	留意すべき事項	3
5	随意契約ができる場合（特定調達契約以外）	4
	(1) 少額の契約	
	(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき	
	(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき	
	(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入契約をするとき	
	(5) 緊急の必要によるもの	
	(6) 競争入札に付することが不利なもの	
	(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの	
	(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき	
	(9) 落札者が契約を締結しないとき	
6	特定調達契約に関する事項	18
7	契約内容の公表について	19
8	関係法令等	22

(制定：平成23年 3月14日)
(改正：平成24年 2月 1日)
(改正：平成24年 4月16日)
(改正：平成26年 4月 1日)
(改正：平成27年 7月 1日)
(改正：平成28年 4月 1日)
(改正：平成29年 4月 1日)
(改正：平成30年 4月 1日)
(改正：平成31年 4月 1日)
(改正：令和 2年 4月 1日)

1 はじめに

はじめに、地方公共団体としての契約は、住民福祉の向上に資するために行う事務・事業の目的達成の手段として締結されるものであり、また、これらの契約の多くは、公金の支出を伴うこと等から、その締結手続等について極めて厳格な公共性が要求されるものとなっている。

このことから、一般的に適用される私法とは別に、公益目的遂行のための一定の規制が必要であり、また規律を維持して契約担当職員の恣意を防止することが必要となる。

契約の3原則として、「公正性の確保」「経済性の確保」「適正履行の確保」があげられ、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約ということがいえる。

地方自治法上では、より効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

そこで、競争入札を原則とする契約において、必要以上に随意契約とせず競争入札とするよう改めて点検するとともに随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、例外的方法である「随意契約」についての標準的な解釈・指針を示すものとして、ガイドラインを定めるものである。

2 ガイドラインの対象

随意契約ガイドラインの対象は、本市が締結する全ての契約とする。

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に読み替えるものとする。

3 随意契約とは

「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいう。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比しさらに手続きが簡略であり、かつ、経費の面でも一段と負担が少なく済み、しかも相手方が特定した者であるため競争入札によってはその全てを満たすことのできないような資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知のうえ選定することができるから、その運用が適切なものであれば、その長所を發揮し、所期の目的を達成することができる。

(第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」から抜粋)

しかしながら、地方公共団体の契約は、競争入札を原則としていることから、安易に随意契約とすることは、**厳に慎むよう注意すること。**

随意契約には、単数の者から見積書を徴する**特命随意契約**（1者随契）と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。「特命随意契約」と「競争見積方式による随意契約」のいずれかが適用されるかについては、**地方自治法、同法施行令やその業務内容を基に適正に判断**をしなければならない。随意契約の執行に当たっても、競争性により、有利な契約を締結できる可能性がある場合には、複数の者から見積書を徴するものとなる。

競争入札においては、原則として価格についての競争であるから、定められた範囲の中で最低の者と契約しなければならないこととなるが、随意契約においては、見積書の提出が契約の申込みにあたり、市が承諾することによって契約が成立することとなるため、必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できるとされている。言い換えれば、中身、内容等を比較検討した結果、市として最も有利となる条件を提示した者と契約することができるのである。

しかし、最低価格者以外の者を採用することがある場合には、その理由を明確にしておくことが必要である。

☞ 注意

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式である。

しかしながら、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反したり、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や、一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも、一般競争入札によらせることは適当ではないので、指名競争入札や随意契約の方式を採用できるものとしている。

随意契約は、単に相手方の選定方法についての特例を定めたものにすぎないのであって、不利な条件（割高な価格）による契約の締結までを許容したものではない。有利な価格によって契約を締結すべきだということは、競争入札であろうと随意契約であろうと全ての契約を通じて適用される不変の大原則である。

4 留意すべき事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、随意契約を行うおうとするときは、次の点に留意することが必要である。

- ① 業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは、随意契約の理由とはならない。
- ② 用途に鑑み、品質、機能等において、同一の他の物件が存在する場合には、競争入札に付すことが原則である。
- ③ 随意契約による契約方法が簡便であるとして、契約を故意に細分化し、適用を図るようなことはあってはならない。
- ④ 随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合、また当該契約が随意契約によることができないことを承知の上で行った場合、その契約担当職員や契約締結の権限を有する職員は、責任を問われることになる。

なお、見積書を徴収する相手方の選定は、原則として、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第2条の2第3項で規定する資格者名簿又はさいたま市小規模修繕業者登録名簿に登載された者の中からは行わなければならない。ただし、名簿に登載されている者の中から選定できない特別な事由がある場合については、名簿に登載されている者以外から選定することも可能である。

～ 競争入札を原則とする契約方式の例外に該当するかを必ずチェック！ ～

- 今までの前例で判断をしていないか
 - ・ 随意契約とした合理的理由があるか
 - ・ 理由は、公表の対象となる
- 法令で随意契約が可能となっているか
 - ・ 法令の改正等行なわれていないか
 - ・ 長期継続契約による競争入札とできないか
(さいたま市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
平成18年1月1日施行)
- 工夫しても競争入札ができないか
 - ・ 仕様書の内容に問題はないか
- 競争入札をするよりも、不利にならないか
 - ・ 価格面や工期等で問題はないか
- 排他的権利（特殊な技術・設備等、特許権、著作権等）があるか
 - ・ 既に、同種の業務で一般化されていないか
 - ・ 有資格者は変更されていないか
- 契約の相手方として、その相手方（唯一）しかないか

5 随意契約ができる場合（特定調達契約以外）

(1) 少額の契約（地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号）

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が施行令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、随意契約によることができることとされている。しかしながら、本号に該当させるため、一括に発注すべき案件を合理的な理由もなく分割して発注することはできない。そのような行為は実質的には違法行為であり、厳に慎まなければならない。

さいたま市契約規則では、次のように定めている。

【規則第20条】

- 1 工事又は製造の請負（250万円以下）
- 2 財産（公有財産、物品、債権、基金）の買入れ（160万円以下）
- 3 物件の借入れ（予定賃借料の年額又は総額が80万円以下）
- 4 財産の売払い（50万円以下）
- 5 物件の貸付け（予定賃貸料の年額又は総額が30万円以下）
- 6 前各号以外のもの（100万円以下）

【特記事項】

- ① 他の号の理由と併合した場合には、1号が優先適用となる。
- ② 建物等の修繕については、一般的に工事に該当する。
- ③ 印刷製本の請負契約は、製造に該当する。
- ④ 買取りの場合は、財産の買入れに該当する。
- ⑤ 「財産」には、不動産、動産の有体のみならず、特許権等の無体財産をも含む。
- ⑥ 業務委託は、役務の提供、請負その他の契約であり、さいたま市契約規則第20条第6号に該当する。
- ⑦ 複数年の物件の借入れの場合、予定賃借料の総額により判断する。

(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第2号)

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

この号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることとなる。ここで、「その性質又は目的」とは、通常は「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用される。

要点

○当該契約者以外の第三者に履行させることが業務の性質上不可能であるかどうか

●契約目的を達成するための履行条件を満たす者が、契約時点において特定されているか。

●「業務内容を熟知しており信頼度が高いこと」「当該業務に精通していること」等をもって当該契約者を限定していないか。

【共通事項】

- ① 国又は地方公共団体との直接契約の場合
公法人、公益法人等利益の追求を目的としていない団体との契約を含む。
- ② 企画提案方式等、業務の内容が入札に適さない場合

【工事等】

- ① 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- ② 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - イ 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
さいたま市契約規則第21条第2項
(郵便葉書及び切手、収入印紙、新聞、官報等)
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
 - ・試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - ・不動産の買入れ等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊な技術(特許等)を必要とする場合
 - ・市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
 - ・特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
 - ・特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
 - ・埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合
- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設(市以外の者が所有管理する施設を含む。)と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
- ⑬ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定される場合

【特記事項】

特命随意契約(1者随契)の場合に多く適用されているが、後述の6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

☞ 注意

本号を適用する手続として、仕様内容を民間事業者のノウハウにより、より一層の向上を要求するコンペ方式やプロポーザル方式があげられるが、これらの方式の採用にあたっては、参加業者の範囲の特定及び内容審査等について、公正性、透明性の確保に留意することが必要であることから、審査委員会の設置や公募型によることが望ましい。

調査、研究等に係る一連の契約で、先行する契約により契約の相手方が得るデータ、ノウハウ等が後続する契約の履行に必要な場合は、当初の契約において、取得するデータ等のうち後続する契約の履行に必要な全てのデータを市に提出する旨を仕様書に定め、後続する契約を競争入札にするよう努めること。

(3) 特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第3号)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

障害福祉等の増進といった一定の政策目的のために必要な随意契約を締結することができる。とされている。

この号による随意契約の対象となるのは、上記に掲げる福祉施設関連施設等において製作さ

れた物品を当該福祉施設関連施設等から買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をする場合である。工事契約は該当しない。

【特記事項】

3号を適用し、随意契約を締結するためには、「さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱」に基づく公表が必要となる。

なお、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けるに当たり、3号を適用して随意契約を締結するには、当該施設が地方自治法施行規則第12条の2の3の規定により地方公共団体の長による認定を受けていることが要件となるため、本市では、現在、当該認定基準の策定について検討しているところである。

(4) 新規事業分野の開拓事業者からの新商品の買入等の契約をするとき
(施行令第167条の2第1項第4号)

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

施行令の規定に基づき、地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときには、随意契約により行うことができることとされている。

地方自治法施行規則第12条の3により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられる。

この号による随意契約の対象となるのは、新商品の買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約であり、工事契約は該当しない。

【特記事項】

4号を適用し、随意契約を締結するためには「さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱」に基づく公表が必要となる。

なお、本市では、現時点において、「新役務の提供を受ける契約」を4号の適用対象外としている。

(5) 緊急の必要によるもの

(施行令第167条の2第1項第5号)

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

この号において、「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続を取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被る場合である。

要点

○災害時等の緊急の必要があつて、競争入札による手続をとることが、目的時期を失し、市にとって不利益を被る場合

●客観的性質からの緊急性が必要であり、事務処理が間に合わない等の事務の遅延により競争入札に付する期間が確保できないと言うような理由では、5号を適用することはできない。

●緊急の対応を行わなければ、重大な市民生活等への影響が生じるおそれがあること。

●市民生活等への影響を考慮して判断するものであり事故や故障をもって、直ちに随意契約できるものではないこと。

●可能な場合には、複数の事業者から見積を徴取するなど、経済的合理性に留意すること。

【工事等】

① 緊急に施工しなければならない工事であつて、競争入札に付す時間的余裕がない場合

ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事

イ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

ウ 災害の未然防止のための応急工事

【物品納入・業務委託等】

① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れ、水道・下水道施設等の設備機能等の故障において、直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合

② 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合

③ 感染症発症時において、緊急に行わなければならない蔓延防止のための薬品、衛生材料を買入れる場合

④ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合

⑤ 天変地異その他災害等により緊急に調達が必要がある場合

- ⑥ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止に伴う資材運搬や警備等の緊急対応業務を実施する場合
- ⑦ 堤防、橋りょう、遊具等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合
- ⑧ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑨ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務を実施する場合
- ⑩ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

☞ 注意

設備機器に関する事故発生時や災害時等、緊急の必要により競争に付する時間的余裕がないときのほかは適用せず、濫用は許されない。したがって、単に事務処理が間に合わないという理由のみでは適用すべきではない。

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第167条の2第1項第6号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、価格面の有利、不利であるが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定することが要求される。

要点

- 契約履行中の者に履行させた場合、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。
- 現に契約履行中の契約に直接関連する契約で一定の条件を満たしたとき。
- 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合

【工事等】

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

【物品納入・業務委託等】

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること。
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること。
- ② 早急に契約をしなければ契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約しなければならないこととなる場合
- ③ 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等）（運送、保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）
- ④ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合
- ⑤ リース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合
- ⑥ 機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む。）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること。
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること。
- ⑦ 複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

【特記事項】

競争見積を実施する際によく使われる適用号数である。

☞ 注意

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり同項第2号と接近していると見受けられるが、**同項第2号は、その者しか履行できない場合**であるのに対し、**同項第6号は履行者が極めて限定される**が、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合である。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約ができるもの

(施行令第167条の2第1項第7号)

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

要点

○一般的に品質、性能等が他と比較して問題なく、かつ予定価格から勘案しても競争入札に付した場合よりはるかに有利な価格で契約できるとき。

●「時価に比して著しく有利な価格」の判断基準は明確にできるものではなく、「競争入札に付した場合より安価」になる事の判断も不確定であることから7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定すること。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をすること。

【工事等】

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

【物品納入・業務委託等】

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約ができると認められる場合

(8) 競争入札に付し入札者又は落札者がいないとき
(施行令第167条の2第1項第8号)

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

この号において、「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、一般競争入札の公告をし、又は指名競争入札に係る指名通知を行ったにもかかわらず、入札者がいないときである。


競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされている。

【共通事項】

- ① 入札公告、指名通知を行ったが、入札参加者がいない場合
- ② 開札後、再度入札を実施したが、落札者がいない場合

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 契約保証金及び履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。

 **注意**

施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札」に分けられる。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

(9) 競争入札において落札者が契約を締結しないとき

(施行令第167条の2第1項第9号)

落札者が契約を締結しないとき。

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、随意契約をすることができる。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付することができるが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができることとされている。

【特記事項】

- ① 本号を適用する場合でも、見積書の徴取が必要である。
- ② 履行期限を除くほか、予定価格その他の条件の変更はできない。
- ③ 落札金額の範囲内で契約すること。

6 特定調達契約に関する事項

特定調達契約とは、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の趣旨及びその具体化のための措置として地方公共団体の締結する契約の特例を定めた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号。以下「特例政令」という。）の規定に従って行われる契約のことである。

(1) 適用範囲

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に締結される調達契約に適用される額は、令和2年1月24日付け総務省告示第9号で示され、次の表の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上の額となる。

※ この適用額については、一定期間（2年毎）で変更されるため注意すること。

区 分	金額 (R2. 4. 1～R4. 3. 31)
物品等の調達契約	3, 0 0 0 万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	2 3 億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2 億 3, 0 0 0 万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3, 0 0 0 万円

(2) 特定調達契約で随意契約とできる場合

特定調達契約では、**随意契約の適用に大幅な制限**が加えられており、「特例政令」第11条に該当する場合に**限定されている**ため、十分留意すること。

※ 26ページ【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令】を参照。

※ 特定調達契約の事務手続については、「契約事務の手引」及び「さいたま市契約公報発行に関する事務処理手順等」等を参照すること。

7 契約内容の公表について

業務を所管する課所等において、随意契約の結果をできるかぎり公表すること。なお、次に該当する契約については契約管理部において、ホームページ等により公表する。

(1) 公表の対象

(特定随意契約)

- 物品の購入及び賃貸借並びに役務の提供に係る契約において施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約の方法により契約を締結した場合

(工事等)

- 設計金額が250万円を超える建設工事の請負及び設計金額が100万円を超える建設工事に伴う設計、調査及び測量の業務委託等において随意契約の方法により契約を締結した場合

(施設修繕契約)

- 予定価格が250万円を超える施設修繕契約において随意契約の方法により契約を締結した場合

(物品納入等)

- 支出負担行為予定金額が30万円（物品の修繕においては100万円、賃貸借においては80万円）を超える物品の買入れにおいて随意契約の方法により契約を締結した場合
ただし、当該入札等結果情報が、さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条各号に該当する場合、国又は地方公共団体を契約の相手方とする場合及び水道事業会計に属する場合は除くものとする。

(業務委託)

- 契約金額が100万円以上の設計、調査及び測量（建設工事に伴うものを除く。）の業務、土木施設の維持管理の業務、清掃及び警備の業務、機械の保守管理業務、その他役務の提供に係る業務を随意契約の方法により契約を締結した場合
ただし、当該入札等結果情報が、さいたま市情報公開条例第7条各号に掲げる情報に該当する場合、法令に基づく施設入所委託料・診療報酬審査支払委託料・妊産婦健康診査委託料・介護認定調査委託料・介護報酬審査支払委託料・住所地外予防接種委託料による契約、国又は地方公共団体との委託契約、水道事業会計に属する委託契約、指定管理者制度による契約、PFI等の手法による契約及び労働者派遣契約は除くものとする。

(特定調達契約)

- 特定調達契約は、契約方法にかかわらず全て公表の対象となる。
随意契約により相手方を決定した時は、当該決定した日の翌日から起算して72日以内にさいたま市契約公報により公示する。

(2) 公表の内容

(特定随意契約)

ア 物品又は役務の名称 イ 仕様内容 ウ 履行期間 エ 契約締結日 オ 契約相手方の名称及び所在地 カ 契約金額 キ 契約相手方の決定理由 ク 所管課名

(工事等、施設修繕契約、物品納入等、業務委託)

ア 業務主管課名 イ 件名等 ウ 履行場所等 エ 見積日又は契約締結日 オ 契約の相手方名 カ 契約金額 キ 随意契約によることとした理由 ク 備考

(特定調達契約)

ア 物品等又は特定役務の名称及び数量 イ 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ウ 随意契約の相手方を決定した日 エ 随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） オ 随意契約に係る契約金額 カ 契約の相手方を決定した手続 キ 随意契約によることとした理由 ク その他必要な事項

(3) 公表の時期

(特定随意契約)

- 契約締結後速やかに公表する。

(工事等)

- 契約を締結した月を基準として、次の区分に応じて公表する。

4月～ 6月までの間に締結された契約	7月
7月～ 9月までの間に締結された契約	10月
10月～12月までの間に締結された契約	1月
1月～ 3月までの間に締結された契約	4月

(施設修繕契約)

- 契約を締結した月を基準として、次の区分に応じて公表する。

4月～ 6月までの間に締結された契約	7月
7月～ 9月までの間に締結された契約	10月
10月～12月までの間に締結された契約	1月
1月～ 3月までの間に締結された契約	4月

(物品納入等)

- 製造の請負、買入れ又は修理
契約締結後速やかに閲覧により公表する。また、契約締結の翌日から10日以内にさいたま市公式ウェブサイト内にて公表する。
- 賃貸借
契約を締結した月を基準として、次の区分に応じて公表する。

4月～ 9月までの間に締結された契約	11月
10月～ 3月までの間に締結された契約	5月

(業務委託)

- 契約を締結した月を基準として、次の区分に応じて公表する。

4月～ 6月までの間に締結された契約	7月を目途
7月～ 9月までの間に締結された契約	10月を目途
10月～12月までの間に締結された契約	1月を目途
1月～ 3月までの間に締結された契約	4月を目途

(特定調達契約)

- 相手方を決定した日の翌日から72日以内にさいたま市契約公報により公表する。

8 関係法令等

【さいたま市契約規則】

第2章

第3節 随意契約

(随意契約によることができる額)

第20条 令第167条の2第1項第1号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 250万円 |
| (2) 財産の買入れ | 160万円 |
| (3) 物件の借入れ | 80万円 |
| (4) 財産の売払い | 50万円 |
| (5) 物件の貸付け | 30万円 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円 |

(見積書等の徴取)

第21条 随意契約により契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書その他これに類する書類（以下「見積書等」という。）を徴さなければならない。ただし、契約の性質若しくは目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき又は災害の発生等により緊急を要するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、見積書等の徴取を省略することができる。

- (1) 郵便葉書及び切手
- (2) 収入印紙
- (3) たばこ
- (4) 新聞
- (5) 官報
- (6) 前各号以外のもので価格が確定し、見積書等を徴する必要のないもの

(随意契約における手続きの特例)

第21条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号による随意契約により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準並びに申請方法
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 市長は、前項の契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の締結状況
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認める事項

【地方自治法】

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第7項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業

所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けたものから普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

【地方公営企業法施行令】

(随意契約)

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第1の上欄に掲げる契約の種類に応じ同表の下欄に定める額の範囲内において管理規程で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約

又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から管理規定で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けたものから管理規程で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者から管理規定で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令】

(随意契約)

第11条 特定地方公共団体の締結する特定調達契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）若しくは地方公営企業法施行令第21条の14第1項（第5号、第8号及び第9号に係る部分に限る。）又は前条第10項の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- (2) 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

- (3) 特定地方公共団体の委託に基づく試験研究の結果製造又は開発された試作品等(特定役務を含む。)の調達をする場合
- (4) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならない追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が2以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第4条から第9条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第6条の公告又は第7条第1項の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (6) 建築物の設計を目的とする契約をする場合であって、当該契約の相手方が、総務大臣の定める要件を満たす審査手続により、当該建築物の設計に係る案の提出を行った者の中から最も優れた案を提出した者として特定されているとき。ただし、当該契約が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に規定するその性質又は目的が競争入札に適しないものに該当する場合に限る。
- 2 特定地方公共団体の締結する特定調達契約につき地方自治法施行令第167条の2第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項(第8号及び第9号に係る部分に限る。)の規定により随意契約による場合には、地方自治法施行令第167条の2第4項及び地方公営企業法施行令第21条の14第4項の規定は、適用しない。

【会計法】

- 第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

【予算決算及び会計令】

第7章

第4節 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (5) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
- (6) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- (8) 運送又は保管をさせるとき。
- (9) 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
- (10) 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。
- (11) 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。
- (12) 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- (13) 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- (14) 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- (15) 外国で契約をするとき。
- (16) 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- (16の2) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- (17) 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- (18) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- (19) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。

- (20) 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- (21) 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- (22) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- (23) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- (24) 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- (25) 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第99条の2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第99条の3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

【さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱】

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する物品の購入及び賃貸借並びに役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(対象となる契約)

第2条 特定随意契約の対象となる契約は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第20条で定める額を超えるものとする。

(名簿の作成)

第3条 次に掲げる特定随意契約の区分に応じ、当該各号に定める課の長は、特定随意契約対象者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、対象となる事業者及び対象となる物品、賃貸借又は役務（以下「物品等」という。）を明記しなければならない。

- (1) 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所（以下「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約及び障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約 保健福祉局福祉部 障害支援課
- (2) シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合から役務の提供を受ける契約 保健福祉局長寿応援部高齢福祉課
- (3) 母子・父子福祉団体から役務の提供を受ける契約 子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
- (4) 市の認定を受けた者から新商品を買入れる契約又は借り入れる契約 経済局商工観光部

産業展開推進課

- 2 前項に定める課の長は、名簿に掲載する内容について変更が生じたときは、名簿登載者からの届出により、速やかに変更しなければならない。

(発注見通しの公表)

第4条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、次に掲げる事項を発注見通し一覧(様式第1号)に記載し、財政局契約管理部調達課長(以下「調達課長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 所管課名
- (2) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (3) 数量又は概要
- (4) 契約予定時期

- 2 調達課長は、毎年、2月1日及び8月1日を目途に、発注することが見込まれる特定随意契約の案件について、前項の発注見通し一覧により、公衆の閲覧に供しなければならない。

- 3 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

- (1) 財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法
- (2) 財政局契約管理部調達課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(契約締結前の公表)

第5条 特定随意契約の締結を予定している課等の長は、当該契約の申込みの誘引を行う5日前までに、前条第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を特定随意契約案件表(様式第2号)により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (2) 仕様内容
- (3) 履行期間
- (4) 契約締結予定日
- (5) 契約相手方の決定方法又は選定基準
- (6) 申請方法
- (7) 所管課名

- 2 前項の規定は、発注する年度の途中において、新たに調達する物品等として追加された案件も併せて行うものとする。

- 3 第1項に規定する公衆の閲覧は、財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法にて行うものとする。

(契約締結状況の公表)

第6条 特定随意契約を締結した課等の長は、契約締結後、速やかに次に掲げる事項を特定随意契約結果表(様式第3号)により公衆の閲覧に供するものとする。

- (1) 物品、賃貸借又は役務の名称
- (2) 仕様内容
- (3) 履行期間
- (4) 契約締結日
- (5) 契約相手方の名称及び所在地
- (6) 契約金額

(7) 契約相手方の決定理由

(8) 所管課名

2 前項に規定する公衆の閲覧は、次に掲げる方法を併用して行うものとする。

(1) 財政局契約管理部調達課の窓口において閲覧に供する方法

(2) 財政局契約管理部調達課のホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(公表する期間)

第7条 第4条から第6条までの公表は、当該契約の履行開始日の属する年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、特定随意契約の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱第3条第1項第1号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「行う施設、同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。